

報酬料金表

A 税理士事務所

1. 税務顧問報酬

委嘱に係る租税の納税申告又は課税標準申告に関し、税務代理及び税務相談の事務を包括して受任することにより、継続して受ける報酬

(法人)

顧問料 月額 円～

(個人)

顧問料 月額 円～

2. 税務代理報酬

税理士法第2条第1項第1号に規定する業務のうち、税務官公署に対する租税に関する法令の規定に基づく申告、申請、請求、その他これらに準ずる行為(不服申立てを除く。)につき、又は、税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することにより、受ける報酬

(法人税)

記帳代行業務を行っている場合 月額顧問報酬×ヶ月
記帳代行業務を行っていない場合 円～

(所得税)

記帳代行業務を行っている場合 月額顧問報酬×ヶ月
記帳代行業務を行っていない場合 円～

(消費税)

記帳代行業務を行っている場合 月額顧問報酬×ヶ月
記帳代行業務を行っていない場合 円～

(土地・建物の譲渡所得税)

基本報酬 円
加算 取引金額の%

(株式の譲渡所得税)

基本報酬 円
加算 取引金額の%

(相続税)

基本報酬 円
加算 相続財産の%

(贈与税)

基本報酬 円
加算 贈与財産の%

(その他)

相談

3. 税務書類の作成報酬

税理士法第2条第1項第2号に規定する業務で、申告書等を作成する報酬

(法人税)

税務顧問の場合	月額顧問報酬 ×	ヶ月
税務顧問でない場合		円 ~

(所得税)

税務顧問の場合	月額顧問報酬 ×	ヶ月
税務顧問でない場合		円 ~

(消費税)

税務顧問の場合	月額顧問報酬 ×	ヶ月
税務顧問でない場合		円 ~

(土地・建物の譲渡所得税)

円 ~

(株式の譲渡所得税)

円 ~

(相続税)

円 ~

(贈与税)

円 ~

(その他)

相談

4. 税務相談報酬

税理士法第2条第1項第3号に規定する業務で、税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張・陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項についての相談報酬

口頭による場合	1時間当り	円
文書による場合	1時間当り	円 × 作業時間

5. 調査立会い報酬

税務調査があった場合に立会い、納税者に代わって、納税者の主張・陳述について代理、代行する報酬

1日につき	円
-------	---

6. 会計顧問報酬

会計帳簿の記帳及び財務書類の作成等に関し、相談に応じ、指導を行うことにより、継続して受ける報酬

(法人)

税務顧問の場合	月額	円 ~
税務顧問でない場合	月額	円 ~

(個人)

税務顧問の場合	月額	円～
税務顧問でない場合	月額	円～

7. 記帳代行報酬

委嘱者の提示した資料及び伝票に基づき、総勘定元帳の記入及び試算表の作成等の事務を行うことにより、受ける報酬

(法人)

税務顧問の場合	月額	円～
税務顧問でない場合	月額	円～

(個人)

税務顧問の場合	月額	円～
税務顧問でない場合	月額	円～

8. 決算書類作成報酬

委嘱者の提示した会計資料に基づき、決算書類の作成事務を行うことにより、受ける報酬

(法人)

税務顧問の場合	円～
税務顧問でない場合	円～

(個人)

税務顧問の場合	円～
税務顧問でない場合	円～

9. 会計相談報酬

会計帳簿の記帳及び財務書類の作成等に関し、相談に応じ、指導を行うことにより、一時的に受ける報酬

1時間当り	円
-------	---

10. 補佐人報酬

税理士法第2条の2に規定する報酬

1日当り	円
成功報酬	相談